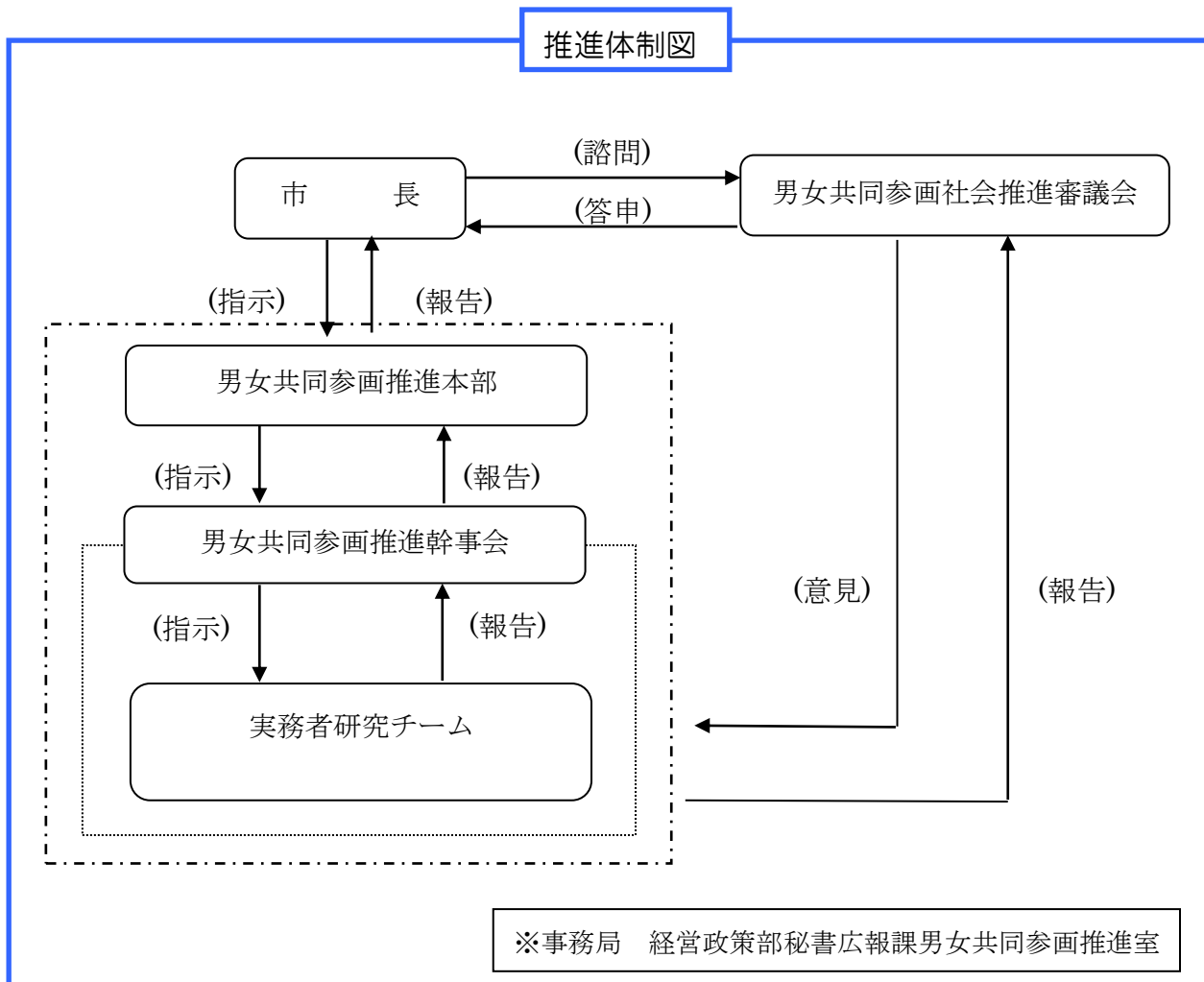


第4章 計画の推進体制

計画の推進体制



○庁内体制

(1) 男女共同参画推進本部

市長を本部長とし、副市長、教育長、各部長により構成される会議で、計画について審議を行う。

(2) 男女共同参画推進幹事会

経営政策部長を委員長、教育部長を副委員長とし、各課長により構成される会議で施策の総合的企画、関係行政機関の連絡調整を行う。

(3) 実務者研究チーム

推進幹事会内に実務者研究チームを設置し、男女共同参画計画策定に関する基礎調査、計画等に係る意見や提案等を行う。

○男女共同参画社会推進審議会

識見者、団体代表、市民からの公募の委員で構成され、本市における女性の地位向上及び男女共同参画社会の実現にむけて、市長の諮問を受けて審議を行うほか、計画の進捗状況について報告を受け必要に応じて意見を述べる。

計画の推進に関する事業

(1) 推進体制の整備

庁内推進体制の強化や、各施策の実施状況の把握及び審議会への報告などにより、計画を全庁的・総合的に推進していく体制づくりに努めます。

No.	具体的施策	内容	担当課	備考
1	庁内推進体制の充実・連携の強化	「男女共同参画推進本部」や「男女共同参画推進幹事会」の会議を定期的に開催し、実施状況等を確認・協議することで、計画を全庁的・総合的に推進していくための体制の充実及び連携の強化を図ります。	秘書広報課	
2	男女共同参画計画の推進	毎年度、計画に基づく各施策の評価や実施状況の把握を行い、「男女共同参画社会推進審議会」に報告するとともに、審議会での意見を各施策に反映することで、さらなる計画の推進を図ります。	全庁	
3	男女共同参画推進のため活動拠点の検討	既存施設を活用しながら、男女共同参画を推進するための拠点確保について検討します。	秘書広報課	
4	男女共同参画社会推進審議会の開催	市の諮問に応じて審議会より答申を受けるとともに、計画の実施状況について出された意見を踏まえ男女共同参画に関する施策の推進を図ります。	秘書広報課	施策名変更
5	男女共同参画の視点に立った刊行物ガイドライン作成	市及び関係機関が発行する刊行物に関して、固定的な性別役割分担意識にとらわれない表現を行うための指標として作成したガイドラインについて、情報収集を行いながら、必要に応じて改訂を検討します。	秘書広報課	
6	男女共同参画担当部署の強化・充実	男女共同参画推進政策を総合的に推進していくため、推進体制の強化・充実を図ります。	秘書広報課	
7	苦情処理機関の効果的な運用	苦情処理機関として設置している「男女共同参画推進委員」の周知を行いながら、男女共同参画施策等に関する市民からの苦情を適切に処理します。	秘書広報課	
8	市職員の男女共同参画に対する意識の向上	計画の実施状況報告作業や職員研修などを通じて、男女共同参画に関する啓発等を行い、職員の意識向上を図ります。	秘書広報課 人事法制課	

(2) 市民と共同して進めるまちづくり

市民の参画や市民からの多様な意見を取り入れながら、計画を推進するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた協働によるまちづくりを推進します。

No.	具体的施策	内容	担当課	備考
1	第3次計画策定にあたっての市民意識調査の実施	男女共同参画に関する意識調査を行い、市民の意識や行政に対する要望を把握し、政策に反映させます。	秘書広報課	実施年度のみ評価
2	市民からの意見の聴取	重要な計画を策定する際にパブリック・コメントを実施するなど、市民からの意見を広く取り入れながら、計画を推進・策定します。	全庁	
3	審議会等への市民の積極的登用の推進	市の施策に、性別に関わりなく市民の声を反映できるように、審議会等への公募等による市民の登用を推進します。	全庁	
4	男女共同参画のまちづくりの推進	市民との協働によるまちづくりにおいて男女共同参画の視点を取り入れ、地域の関係団体との連携強化や、さまざまな分野における男女共同参画のまちづくりを推進します。	秘書広報課 コミュニティ推進課	